

令和4年(ワ)第 1880号損害賠償等請求事件
令和4年(ワ)第22539号損害賠償等請求事件
原告 原告1ほか
被告 東京電力ホールディングス株式会社

第 1 6 準 備 書 面

(被告の求釈明に対する釈明(回答))

2023(令和5)年9月27日

東京地方裁判所民事第32部甲合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸 謙

弁護士 河合 弘



第 1 被告の求釈明の内容

原告らが提出した甲全第133号証(黒川眞一氏の意見書)の8~9頁中の「図表5」及び「図表6」、並びに、甲全第178号証(同)の7頁の「図表5」(以下「本図表」という。)を作成するために用いられた原資料の内容を証拠として提出することにより、明らかにされたい。

被告は、(WSPEEDI_DB2019.zip)の内容を確認したが、本図表に対応する、その根拠となった原データをいずれも確認できず、原告らが提示する本図表の内容の真正について検証できない。

第 2 原告らの釈明(回答)

1 黒川氏が本図表を作成するために用いた原資料は、被告が指摘する、「WSPEEDI_DB2019.zip」

(<https://data.mendeley.com/datasets/zzpt5yfvr7/1>)である。

この原資料は、寺田論文の元データとして公開されている「NetCDF」(ネットワーク共通データ形式、後記4参照)であり、これ自体は、膨大な数値データの羅列である。被告も「(WSPEEDI_DB2019.zip)の内容を確認した」としており、すなわちファイルのデータは確認している。

同データ自体は、膨大な数値データの羅列であり、このデータ自体を証拠提

出しても意味がないと思われるが、被告が、このデータ自体が証拠として有用だということであれば、被告において証拠提出されたい。

2 被告の求釈明の趣旨が、黒川第2意見書及び同第3意見書で示した本図表に対応する、その根拠となった原データの場所（緯度と経度）を特定せよ、ということだとすれば、その回答は以下のとおりである。

(1) ATDM杉妻町

北緯37.74806

東経140.46686

(2) ATDM白河

北緯37.12177

東経140.21957

なお、原告らの調査では、用いるプログラムやパソコンの環境によって、小数点以下の桁数が異なることがある。しかし、小数点以下は4桁あれば、場所を特定するための情報としては十分可能である。

3 ただし、2(1)ATDM杉妻町の場所については、黒川第2意見書（甲全133）の3頁の注2に、その緯度と経度を記載していた。よって、被告は、これで把握できたはずである。なお、ATDM杉妻町は、福島市紅葉山に設置されていたモニタリング・ポストに近接したATDMの参照地点である（この点については、甲全133の2頁～3頁）。

また、2(2)ATDM白河の原データの場所については、黒川第3意見書（甲全178）の6頁に「白河市にあるSPM局（大気汚染観測所）の地点」であることを記載していた。よって、被告は、これで把握できたはずである。ただし、本書面で、念のため、緯度と経度を記載した。

4 （被告は「(WSPEEDI_DB2019.zip)の内容を確認した」としており、すなわちファイルのデータは確認しているものと思われるので、以下の趣旨の求釈明ではなく、無用の指摘とは思いますが）

仮に、被告の求釈明の内容が「WSPEEDI_DB2019.zip」のファイルのデータの取扱方法に関するものだとすれば、その回答は、以下のとおりである。

WSPEEDI_DB2019.zipの中には、ローカルとリージョナルのフォルダがある。各フォルダの中には、拡張子「.nc」のファイルが格納されている。

拡張子「.nc」のファイルは、「NetCDF」（ネットワーク共通データ形式, NetworkCommonDataForm）と呼ばれるバイナリファイルフォーマットのの一つで

あり、気象、海洋、気候変動などの分野で国際的に広く使われている標準的な形式である。

NetCDFは、コンピュータの機種に依存しないバイナリ形式であり（機種非依存）、データを配列として読み書きすることができ（配列指向）、さらにデータに加えそのデータに関する説明を格納できる（自己記述的）という特徴がある。

NetCDFデータアクセス用のAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）は、C++、FORTRAN77、Fortran90が用意されている。その他、Java、Perl、Ruby、Python、Haskell、Mathematica、MATLAB、IDL、Octaveなどのプログラミング言語からも利用できる。

（以上について、<https://ja.wikipedia.org/wiki/NetCDF>）。

原告ら代理人も、Panoplyを用いて、データを確認した。

ようするに、拡張子「.nc」のファイルのデータは、一定のルールに従って記載されているデータに過ぎず、そのデータをどのようなソフトウェアで取り扱ったとしても、結果は同一である。

黒川氏以外の研究者も、この同じデータを用いて、論文を発表している。たとえば、金氏（及び栗原氏）は、全く同じデータを用いて、放射性物質の拡散の状況を地図上に時系列で示す論文（甲136）を作成している。彼らも、NetCDFデータアクセス用のプログラムを用いてデータ処理を行ったものであるが、彼らは、目的に応じて、自分たちが使い方に習熟しているプログラムを使用しただけのことであり、そこで、どのようなプログラムを使用したのかは結果には無関係なことである。

そもそも、黒川意見書で示した図表（甲全第133号証の図表5と図表6，甲全第178号証の図表5）はTerada論文のATDM結果（WSPEEDI_DB2019.zip）である。

被告は、Terada論文のATDM結果を用いて福島甲状腺被ばく線量を評価しているUNSCEAR2020/2021報告書の結果が正しいと主張しているのだから、その根拠となったTerada論文の結果は被告にとって、非常に重要な証拠のはずである。

それにもかかわらず、その根拠となった原データを確認できないというのであれば、原告が提示する図表の真正について検証できないのはもとより、自らの主張の真正についても確認できていないことになることを付言する。

以上